

禁煙サポートプログラム実施要領

山崎製パン健康保険組合

1. 実施対象者

喫煙している被保険者及び被扶養者で禁煙の意志がある人。ただし、以下の方は身体上の理由で参加できません。

【禁煙補助剤を使用することができない方】

- (1) すでに他のニコチン製剤を使用している人
- (2) 妊娠または妊娠していると思われる人
- (3) 重い心臓病を有する人（3ヶ月以内に心筋梗塞の発作を起こした人、重い狭心症と医師に診断された人、重い不整脈と診断された人）
- (4) 急性期脳血管障害（脳梗塞、脳出血）と医師に診断された人
- (5) 禁煙補助剤の成分による過敏症状（発疹、発赤、かゆみ、浮腫等）を起こしたことがある人
- (6) 授乳期間中の人（禁煙補助剤を使用する場合は授乳をしない）

2. 実施期間

(1) 申込期間 令和5年5月31日（水）～ 令和5年6月20日（火）

(2) 取組期間 3ヶ月 《終了期日》令和5年9月30日（土）

3. 実施内容

(1) 応募

- ・希望者は「禁煙サポートプログラム参加申込書」を人事担当課に提出し、人事担当課は取りまとめて健保組合に提出(申込書には支援者1名の署名必要)
- ・「オンライン禁煙」「禁煙外来」による治療、または「禁煙ガム」、「禁煙パッチ」等禁煙補助剤の使用のいずれかの取組方法を選択
- ※ 現在、「オンライン禁煙」と「禁煙外来」は、禁煙補助薬である「チャンピックス錠」が全世界的に出荷保留となっており、「禁煙パッチ」での対応となります。

(2) オンライン禁煙

- ・人事担当は、オンライン禁煙の希望者にリーフレットを配付
- ・パソコン・スマホ等からWEB申込み (<http://bit.ly/2wxscRm>) 申込期限：6月20日
- ・委託先から「案内メール」が届くので、受診した「案内メール」の手順に従って、オンライン診察の予約をする
- ・予約日時に、パソコン・スマホ等のビデオ通話機能を利用して、医師のオンライン診察を受診する(4回) ※パソコンの場合はWEBカメラとマイクが必要
- ・禁煙補助薬が処方され、指定場所に届く
- ・受診終了後、業者よりフォローアップメールが届く
- ・費用は原則当組合が全額負担
- ※詳細はリーフレットを参照下さい

禁煙サポートプログラム実施要領

山崎製パン健康保険組合

(3) 禁煙外来

- ・禁煙治療を行っている最寄りの医療機関(<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>のアドレスにて閲覧が可能)において禁煙治療プログラムを受診。
- ・健康保険が適用になるには、①禁煙の意志 ②喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上(35歳未満除く) ③初診時のニコチン依存症判定テストで「ニコチン依存症」と診断 ④医療機関において禁煙治療受診を文書で同意、の条件がいずれも必要
- ・プログラムは、3ヶ月に5回程度医師の治療を受ける。
 - ①初回の診察 : ニコチン依存症のチェック、禁煙補助薬の説明などを受ける
 - ②通院2回目
 - ③通院3回目
 - ④通院4回目
 - ⑤通院5回目 : 禁煙継続のアドバイスや、薬の効果や副作用のチェックを受ける
 - ・禁煙状況の確認 ・体調チェック ・一酸化炭素量の測定
 - ・ニコチン依存症の対処法 ・禁煙補助薬の効果の確認など
- ・治療費を一旦立替え、その費用を補助(上限20,000円)

(4) 禁煙補助剤

- ・「禁煙ガム」「禁煙パッチ」については、各自が薬局・薬店で立替購入し、その費用を補助(上限10,000円) ※健保補助分を使い終わった後は自己負担で購入

(5) 補助金申請

- ・禁煙外来治療及び禁煙ガム、禁煙パッチ購入者の方は「禁煙サポートプログラム補助金申請書」のそれぞれ「禁煙外来者用」または「禁煙ガム・パッチ購入者用」に必要事項を記入し、領収書を健保で準備した封筒に入れ、申請書と一緒に健保に提出する。
- ・禁煙外来は20,000円、禁煙ガムと禁煙パッチは10,000円を限度に補助金支給
- ・オンライン禁煙は、原則当組合が全額負担。

(6) 禁煙達成報告

- ・禁煙達成者は「禁煙達成報告書」を、人事担当課を通して健保組合に提出(禁煙達成報告書には、支援者の証明が必要)

以上